

東日本大震災復興加速化本部

本部長 額賀 福志郎 様

## 大熊町の復興に関する要望書

平成31年4月2日

福島県大熊町長

渡辺 利綱

福島県大熊町議会議長 鈴木 光一

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、8年が経過しました。

当町では、昨年4月に避難指示解除準備区域及び居住制限区域で準備宿泊が始まり、また、一昨年11月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、帰還困難区域の一部においても、避難指示解除に向け国による除染が進められております。

そして、先月に開催しました住民説明会、国及び県との協議を経て、4月10日には避難指示解除準備区域及び居住制限区域における避難指示が解除される予定です。

当町は復興に向けて大きな一歩を踏み出すものの、一方で、人口の約96%が帰還困難区域に集中しており、同区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みが引き続き大きな課題となっております。

つきましては、今般の原発事故によって深刻な被害を受け、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の決断で受け入れた当町の復興が決して置き去りにされることのないよう、以下の点について、強く要望致します。

## 記

### 1. 帰還困難区域全域の復興に向けた取り組みについて

町土全域の除染の完了が、町民の帰還、そして復興へのスタートラインであることから、特定復興再生拠点区域での復興に向けた取り組みを確実に実施するだけでなく、特定復興再生拠点区域外の区域においても、長期避難をしている町民の思いを汲み取り、国が主体となり、時間軸を示しつつ、特定復興再生拠点区域の拡大に取り組み、帰還困難区域全域を段階的に本格除染し、帰還促進を図ること。

### 2. 復興推進体制の継続について

大熊町の復興は、まだスタートラインについていない。復興庁が廃止される平成33年3

月の時点では、帰還困難区域全域の除染という復旧作業も完了し得ない。町土全域の復旧作業が終わり、復興が成し遂げられるまで、国が責任を持って復興を進められるよう、大臣の設置と、大臣がリーダーシップを発揮することができる復興推進体制の継続を図ること。

### 3. 「復興・創生期間」終了後の復興財源等の確保について

「復興・創生期間」中に復興が完了することが望めない当町の状況を十分に踏まえ、「復興・創生期間」終了後も、国が復興の前面に立ち、将来にわたって切れ目のない必要な財源を確保するとともに、人的支援を継続するなど、復興事業を加速させること。

### 4. 避難者に係る国民健康保険、介護保険等の支援制度の継続について

多くの町民は、慣れない地域での避難生活や震災前とは異なる家族形態などの影響により、介護サービスを利用せざるを得ない高齢者が増えており、介護保険料が県内、更には全国的に比較しても高い状況になっている。また、避難生活が長期化しているため、避難者の身体に様々な影響を及ぼし医療機関等の利用が増加傾向にあり、帰還までの間、避難解除等区域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担及び国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料等の全額免除に対する国の特別の財政支援を継続すること。

なお、要介護者の増加に伴う給付費の急激な伸びにより、介護保険財政が悪化していることから、特別調整交付金の増額や介護保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設など、国による財政支援措置を講じること。

### 5. 高速道路無料措置の延長について

原発事故の影響などにより、町民の多くは今もなお全国各地で避難生活を余儀なくさ

れており、行政サービス利用、コミュニティの維持、一時帰宅等でふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、平成32年3月末までの実施が決定している避難指示区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、平成32年度以降も実施すること。

## 6. 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針について

本年3月8日に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針では、復興・創生期間後における復興の基本的な方向性、復興を支える仕組み、後継組織のいずれについても、そのあり方を検討していくに止められており、本格的な復興がこれからである当町にとり、必要な支援等の継続が行われるのか不明確なものとなっている。上記要望等を十分に踏まえ、具体的な取り組みを確実かつ迅速に行うこと。

また、特定復興再生拠点区域外の区域の扱いについては、住民の帰還意向を踏まえて対応を検討するとされている。住民の帰還意向に係わらず失われた町土を元に戻すことが東電・国の責務であり、住民の帰還意向に係わらず取り組むこと。

(本件事務取扱)

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課 課長 永井

電話:0242-26-3844

住所:(会津若松出張所)福島県会津若松市追手町2-41

(本庁舎)福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634